

# 平成 21 年度室蘭社会人サッカーミドルリーグ

## 競 技 規 定

1. 競技規則  
日本サッカー協会制の『サッカー競技規則』による。
2. 競技場の大きさ  
原則として縦 70m×横 50mとする。
3. 競技時間  
原則として  
1)ミドルリーグ 15分ハーフ ハーフタイム 5分 とする。  
(チーム数により、20分ハーフで行うこともある)
4. 競技形式  
各チーム総当たりのリーグ戦を行う。
5. 競技用ボール  
運営委員会にて公認されたボールとし、全て公認球であること。  
各チーム1シーズン2個を供出し1節に1個を使用する。  
使用球は各チームで2個を管理する。
6. メンバー表は試合開始30分前までに記録チーム、相手チームに1部提出のこと。
7. 選手の交替  
選手の交替は自由とする。(1度交替した選手も再度出場できる)
8. 順位の決定方法 次の順序によって決定する。
  - 1) 勝ち点『勝3点、引き分け1点、敗0点』
  - 2) 全試合のゴールディファレンス『総得点 - 総失点』
  - 3) 全試合のゴールアベレージ『総得点 ÷ 総失点』
  - 4) 当該チームの対戦成績
9. 競技審判員
  - 1) 競技審判員は4級以上の資格を持つものとし2名以上登録する。
  - 2) リーグの審判運営は担当チーム4名(主審(1名)、線審(1名)、記録、運営)により行い運営委員会が定めた、審判、記録、運営割り当てをもってチームの責任において行う。
  - 3) 審判員は主審、線審を問わず審判服を着用し、荒れ試合、苦情のないように努め試合結果と審判報告書を試合終了直後に運営委員に提出する。
  - 4) 担当審判員は必ず試合前に審判手帳をマッチコミッサーに提示する
10. 運営割り当て
  - 1) 競技の円滑な運営の為に、競技場準備、審判、記録、後片付けの当番を各チームに割り当てる。
  - 2) 本競技規定に違反したチームは運営委員会に¥10,000円を支払うものとする。その後の処置は室蘭リーグ規律委員会で協議して裁定する。
11. 罰 則
  - 1) 警告、退場者の処置
    - (ア) 警告、退場者の処置については運営要項細則により処置する。
    - (イ) その後の処置は室蘭リーグ規律委員会で協議して裁定する。
  - 2) 棄権チームの処置
    - (ア) 原則として棄権した場合、そのチームを1試合出場停止とし、その後の処置は連盟にて行う。
    - (イ) 棄権の場合の成績は相手チームに勝点3、得点4を与える。  
試合成立の必要人数は6人以上とする。
    - (ウ) 特別な理由により棄権した場合、室蘭リーグ規律委員会で調査し不可抗力と認められた場合は再試合を行う。この場合、これに伴う経費は当該チームの負担とする。
  - 3) 本規定に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。その後の処置は室蘭地区サッカー協会並びに室蘭社会人サッカー連盟で裁定する。